

災害公営住宅の事前登録の概要

1. 事前登録の目的

事前登録は、東日本大震災等により女川町で住宅を滅失した方を対象に、**早期に具体的な再建場所や時期を被災した皆様に把握してもらい**、計画的に生活再建の準備を行っていただくために実施します。

災害公営住宅の入居には、この事前登録が必要です。
※登録をしないと入居することができない場合があります。

注意: 昨年まで行った個別面談は、事前登録ではありません。入居希望者は、必ず**事前登録の申込みをしてください。**

2. 申込みできる方

災害公営住宅に申込みできる方は、以下の要件を満たす必要があります。

- 東日本大震災等により女川町内で住宅を滅失した方
 - ・全壊または全流出のり災判定を受けた方
 - ・大規模半壊または半壊のり災判定を受けた方で、住宅を取り壊した方
- 女川町における「防災集団移転促進事業」、「土地区画整理事業」、その他都市計画事業の実施に伴い移転が必要になった方

以下の①～④のいずれかに該当する場合は申込みできません

- ① 住宅再建に関する補助金を受給している方
- ② すでに公営住宅に入居されている方、または別の公営住宅に入居が決まっている方
- ③ 申込み時点で町税等(市区町村民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がある方
- ④ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員の場合

3. 申込み受付期間、受付方法

<受付期間と時間>

【期間】平成26年9月1日(月)～平成26年9月30日(火)の平日
なお、平成26年9月27日(土)、28日(日)は、休日受付を行います。

【時間】午前9時から午後5時まで

<受付方法> 窓口と郵送による受付を行います。

【窓口の場合】女川町役場仮設庁舎1階に専用窓口を設置

【郵送の場合】生活支援課住宅係まで必要書類を郵送(受付最終日の当日消印まで有効)

4. 事前登録から入居までの流れ

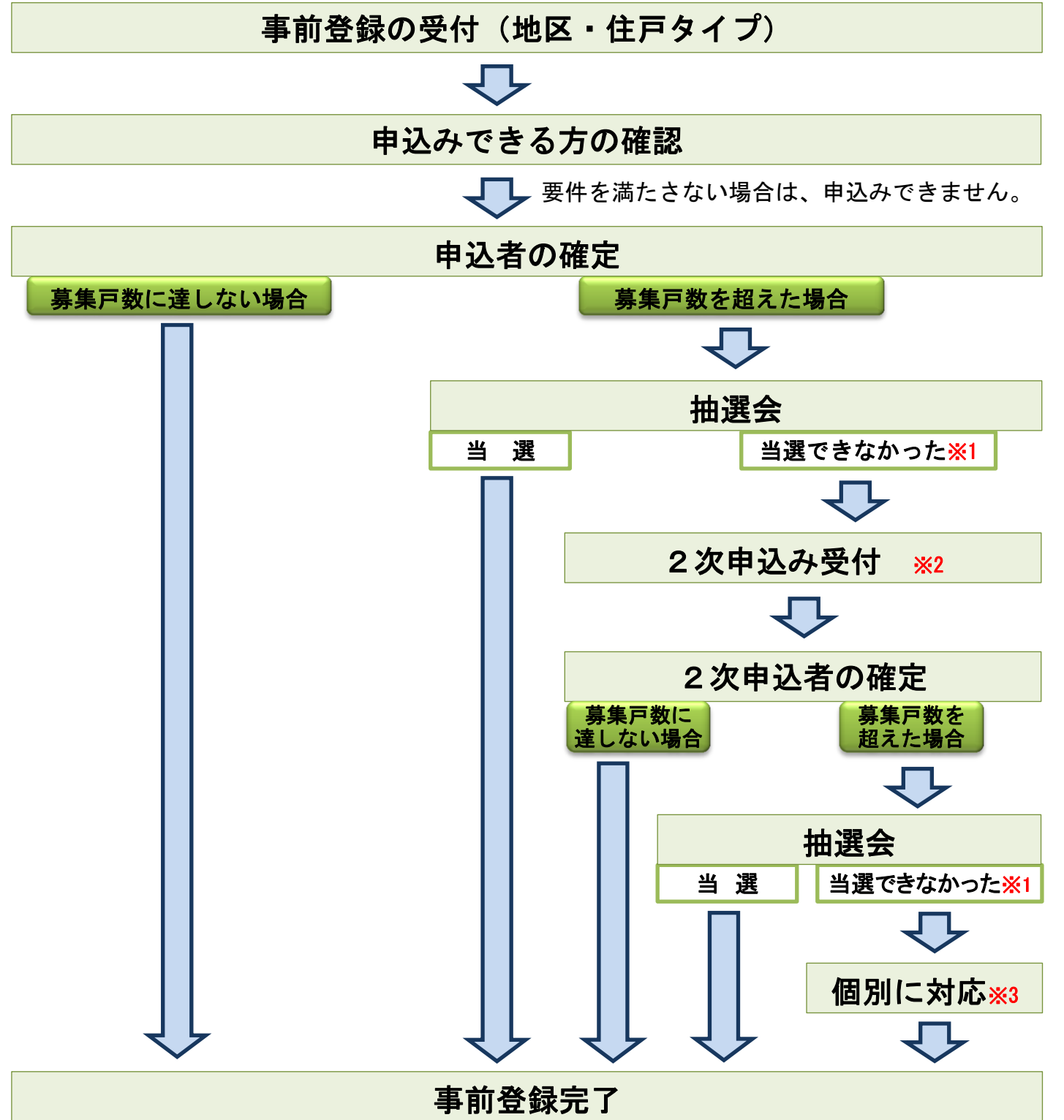
事前登録から入居までの流れは以下のとおりです。入居までに3つのステップがあります。今回実施する事前登録は、**入居する地区、住戸タイプを決定**します。



5. 事前登録の手順

事前登録の手順は、以下のとおりです。

今年度中には、**災害公営住宅の事前登録を完了**する予定です。



●事前登録で留意していただくこと

※1：当選できなかった方は、**全員補欠とします**。(1次、2次とも)

当選者の辞退等があった場合、補欠順位の最上位から繰上げ当選となります。

※2：2次申込みは、事前登録の受付をして当選できなかった方が対象です。

※3：2次申込みで当選できなかった方は、個別に地区、住戸タイプを決定し登録します。

6. 事前登録の対象地区および募集内容

事前登録の対象地区は、図に示す10地区です。募集内容は、表を参照してください。

<募集内容>

地区名	種別	戸数(予定)	入居予定時期
女川駅北(学校下)	集合住宅	145戸	平成28年4月～9月
ずい道		115戸	平成28年10月～平成29年3月
荒立・大道①		18戸	平成28年4月～9月
荒立・大道③		62戸	平成28年10月～平成29年3月
西区		62戸	平成29年4月～9月
荒立・大道②	戸建住宅	16戸	平成29年4月～9月
桜ヶ丘		11戸	平成28年4月～9月
内山		12戸	平成27年4月～9月
西区		30戸	平成28年10月～平成29年3月
宮ヶ崎		約70戸	平成29年10月～平成30年3月
清水・日蔭		19戸	平成28年10月～平成29年3月

- ・入居予定時期は、造成工事の遅延等により若干遅れる場合があります。
- ・集合住宅のうち募集戸数の多い地区は、ペット共生住宅の設定があります。
- ・戸建住宅は、ペットの飼育が可能です。
- ・戸数は、9月末までに確定します。

